



## 関西支部奨励賞表彰細則

平成 29 年 10 月 2 日 第 3 回理事会承認

(目的)

第 1 条 本細則は一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）「関西支部規約」（0901-06）第 5 条第 1 項ならびに「部会・連絡会・支部表彰制度規程」（0110）第 1 条に基づき、関西支部奨励賞（以下、「奨励賞」という）について定めるものである。

(趣旨)

第 2 条 関西支部（以下、「支部」という）の若手の研究者・技術者の奨励を目的として、原子力および放射線分野において優れた活動をおこなっている若手研究者・技術者に対し、奨励賞を贈呈する。

(受賞資格)

第 3 条 奨励賞の受賞資格は以下のとおりとする。

- (1) 支部所属の大学生，大学院生，研究生，それ以外にあっては応募時点で満 30 歳以下であること。
- (2) 本会正会員または学生会員であること。

(受賞の判定基準)

第 4 条 受賞の判定基準は以下のとおりとする。

- (1) 原子力の研究・技術開発等において積極的かつ優れた活動をおこなっていること。
- (2) 受賞者は、毎年 3 名程度とする。

(応募)

第 5 条 奨励賞の公募は、本会から配信される電子メールおよび支部ホームページ上でおこなう。  
2 支部主催の「若手研究者による研究発表会」への応募をもって奨励賞の応募とし、所定の用紙にて担当幹事宛提出する。

(選考・表彰手順・表彰時期)

第 6 条 「若手研究者による研究発表会」に出席している支部幹事により受賞者の選考をおこなう。  
2 受賞者の表彰は、「若手研究者による研究発表会」においておこない、表彰状および副賞を贈呈する。  
3 奨励賞の公募時期、表彰状および副賞等の詳細については支部幹事会において定める。

(選考結果報告)

第7条 表彰決定後，選考過程および選考結果を理事会へ報告する。

(改定)

第8条 本細則の改定は，支部大会で審議し，理事会に報告するものとする。

#### 附則

- 1 平成29年6月23日 第7回関西支部大会承認，平成29年10月2日 第3回理事会承認，同日施行